

○石巻市木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱

平成17年4月1日告示第228号

改正

平成18年3月27日告示第67号
平成18年5月22日告示第194号
平成18年12月21日告示第396号
平成21年3月19日告示第57号
平成24年3月16日告示第57号
平成24年3月16日告示第58号
平成24年8月13日告示第230号
平成25年3月29日告示第97号
平成30年3月30日告示第131号
平成31年4月26日告示第222号
令和3年7月30日告示第537号
令和7年3月31日告示第79号

石巻市木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、大規模地震による住宅被害を減ずるため、市内に存する木造住宅の所有者が当該住宅の耐震化工事(改修設計及び改修工事(工事監理を含む。以下同じ。))又は建替工事をいう。以下同じ。)を実施する場合に、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、石巻市補助金等の交付に関する規則(平成17年石巻市規則第47号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断事業 石巻市木造住宅耐震診断事業実施要綱(平成17年石巻市告示第233号)に基づき、市が、住宅の所有者の求めに応じ、耐震一般診断及び改修計画案の作成を行うため耐震診断士を派遣する事業をいう。
- (2) 改修計画等事業 過年度において石巻市木造住宅耐震改修計画等助成事業実施要綱(平成16年石巻市告示第121号)又は河南町木造住宅耐震改修計画等助成事業実施要領(平成16年10月1日町長決裁)に基づき、合併前の石巻市又は河南町が、住宅の所有者の求めに応じ、耐震精密診断及び改修計画の作成を行うため耐震診断士を派遣した事業をいう。
- (3) 耐震診断士 県又は仙台市が実施する次に掲げる講習会、又は建築関係公益法人が耐震診断士の養成を目的とし、県の承認を受けて実施する講習会を受講し、県内市町村が実施する木造住宅耐震診断助成事業の診断士として県が作成する

「みやぎ木造住宅耐震診断士リスト」又は仙台市が作成する「仙台市戸建木造住宅耐震診断士名簿」に記載された者をいう。

ア 県が実施する講習会

（ア） 木造住宅耐震診断士養成講習会

（イ） 木造住宅耐震診断業務（一般診断等）マニュアル講習会

（ウ） みやぎ木造住宅耐震診断士（一般診断等）養成講習会

イ 仙台市が実施する講習会

仙台市戸建木造住宅耐震診断士養成講習会

（４） その他改修工事 住宅の機能や性能を維持・向上させるため、住宅及び住宅の一部を修繕、補修、模様替え又は更新する工事であって、耐震改修工事と併せて行う耐震改修工事以外の工事で、これに要する費用が100,000円以上のものをいう。

（５） 避難弱者の木造住宅 次のいずれかに該当する住宅をいう。

ア 65歳以上の者（以下「高齢者」という。）のみが居住する住宅（申請年度内で耐震化工事完了までに65歳に達する者が居住する住宅又は高齢者と15歳未満の者若しくは18歳未満の者で修学しているものののみが居住する住宅は、高齢者ののみが居住する住宅とみなす。）

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に規定する肢体不自由又は視覚障害を有し、1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けた者が居住する住宅

ウ ア又はイのほか、これらと同等と認められる住宅

（６） 特定地域に存する木造住宅 次のいずれかに該当する住宅をいう。

ア 石巻市地震防災マップの「地域の危険度マップ（宮城県沖地震単独型、連動型を想定）」において、木造建物全壊率の危険度ランクが2以上7以下の地域に存している住宅

イ 地震時の避難通路や緊急車両の進入路となる幅員4メートル以上の道路沿いに存し外壁から当該道路の境界線までの距離が、平屋建ての場合2メートル以内、2階建て又は3階建ての場合4メートル以内に建てられている住宅

（７） その他地域に存する木造住宅 前2号に該当しない住宅をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、石巻市が定めた地域住宅計画に基づき、市内に存し、次に掲げる要件のうち、第1号から第3号までに該当し、かつ、第4号から第7号までのいずれかに該当する住宅（以下「対象住宅」という。）について、住宅の所有者が行う耐震化工事とする。

（１） 昭和56年5月31日以前に着工された戸建ての避難弱者の木造住宅、特定地域に存する木造住宅及びその他地域に存する木造住宅

（２） 在来軸組構法（太い柱や垂れ壁を主な耐震要素とする伝統的構法で建てられた住宅を含む。）又は枠組壁構法による木造平家建てから木造3階建てまでの住

宅

- (3) この要綱に基づく補助金を受けていない住宅
- (4) 耐震診断事業による耐震一般診断の上部構造評点（以下「上部構造評点」という。）が1.0未満の住宅にあつては、改修工事施工後の上部構造評点を1.0以上又はこれと同等（財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法―木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）―」に掲載の「精密診断法」又は建築基準法（昭和25年法律第201号）により、大地震動での倒壊に対する安全性が確認されたもの。以下同じ）以上となる住宅又は建替工事を実施する住宅
- (5) 耐震診断事業による耐震一般診断の重大な地盤・基礎の注意事項（以下「重大な地盤・基礎の注意事項」という。）がある住宅にあつては、重大な地盤・基礎の注意事項を改善する住宅又は重大な地盤・基礎の注意事項が生じない位置に建替工事を実施する住宅
- (6) 上部構造評点が1.0未満で重大な地盤・基礎の注意事項がある住宅にあつては、上部構造評点が1.0以上又はこれと同等以上とし、かつ、重大な地盤・基礎の注意事項を改善する住宅又は建替工事を実施する住宅
- (7) 平成16年度以前に改修計画等事業による耐震精密診断を受け、その総合評点（以下「総合評点」という。）が1.0未満の住宅で、耐震化工事施工後の総合評点が1.0以上となる住宅又は建替工事を実施する住宅
（補助金の交付額）

第4条 補助金の額は次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象事業に係る費用（建替工事にあつては、耐震改修工事に要する費用相当分に限る。）の5分の4以内の額とする。ただし、当該費用が1,473,500円を超える場合は1,150,000円とする。
 - (2) その他改修工事を行う場合又は建替工事を行う場合は、耐震改修工事に要する費用の115分の8以内の額を前号の補助金の額に加算する。ただし、加算する額は、100,000円を上限とする。
- 2 補助金の額の算定に当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。
（交付の申込等及び決定）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、石巻市木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付申込書（様式第1号）に、別に定める関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込があつた場合において、適当と認めたときは、申込を受付し、石巻市木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付受付書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた者（以下「申請者」という。）は、石巻市木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付申請書（様式第3号）に、別に定める関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、申請に係る書類を審査の

上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、石巻市木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 5 市長は、前項の規定による補助金交付決定の際、申請者に必要な条件を別に定めることができる。

（変更等の承認申請）

第6条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ石巻市木造住宅耐震改修工事助成事業変更承認申請書（様式第5号）に、別に定める関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1） 施工箇所及び施工方法の変更

（2） 補助金の額の変更

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、石巻市木造住宅耐震改修工事助成事業変更承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとし、不適当と認めたときは、その旨通知するものとする。

- 3 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに石巻市木造住宅耐震改修工事助成事業遅滞等報告書（様式第7号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

- 4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、石巻市木造住宅耐震改修工事助成事業指示書（様式第8号）により申請者に必要な指示をするものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第7条 申請者が補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、石巻市木造住宅耐震改修工事助成事業中止（廃止）届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告書）

第8条 申請者は、耐震化工事助成事業が完了したときは、石巻市木造住宅耐震改修工事助成事業完了実績報告書（様式第10号。以下「完了実績報告書」という。）に、別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 前項の書類は、耐震化工事助成事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条第1項の規定により完了実績報告があった場合において、内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、石巻市木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付確定通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 申請者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に、石巻市木造住宅

耐震改修工事助成事業補助金支払請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金の交付決定条件、その他法令又はこの要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

（書類の整理等）

第13条 申請者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（検査等）

第14条 市長は、必要に応じて現場検査等を行うことができる。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日告示第67号）

この告示は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年5月22日告示第194号）

この告示は、平成18年5月22日から施行し、平成18年5月8日から適用する。

附 則（平成18年12月21日告示第396号）

この告示は、平成18年12月21日から施行する。

附 則（平成21年3月19日告示第57号）

この告示は、平成21年3月19日から施行する。

附 則（平成24年3月16日告示第57号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月16日告示第58号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月13日告示第230号）

この告示は、平成24年8月13日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第97号）

（施行期日）

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(石巻市避難弱者のための木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱及び石巻市特定地域木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 石巻市避難弱者のための木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱(平成18年石巻市告示第396号)

(2) 石巻市特定地域木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱(平成24年石巻市告示第58号)

附 則(平成30年3月30日告示第131号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に第5条第3項に規定する石巻市木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付申請書が提出された耐震化工事に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成31年4月26日告示第222号抄)

(施行期日)

第1条 この告示は、平成31年5月1日から施行する。

附 則(令和3年7月30日告示第537号)

この告示は、令和3年7月31日から施行する。

附 則(令和7年3月31日告示第79号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。